

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項

○ 経済産業省令 第一号
国土交通省令

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第三号及び第三十条第一項第一号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

経済産業大臣 林 幹雄

国土交通大臣 石井 啓一

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

目次

第一章 建築物エネルギー消費性能基準（第一条―第七条）

第二章 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要

な住宅の構造及び設備に関する基準（第八条・第九条）

第三章 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（第十条―第十

三条）

附則

第一章 建築物エネルギー消費性能基準

(建築物エネルギー消費性能基準)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)
第二条第三号の経
済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該
各号に定める基準とする。

一 非住宅部分(法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)
を有する建築物(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分(同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))
を有する建築物をいう。以下同じ。)
を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。)
 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量(一年間に消費するエネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。))の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。))
が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量をいう

。以下同じ。)を超えないこと。

ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物(国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

二 住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。第十条第二号において「住宅」という。) 次のロイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)の外皮平均熱貫流率(単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。)を外皮(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分という。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下(1)において同じ。)の面積で除した数値をいう。以下(1)において同じ

。及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下(1)において同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下(1)において同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートルにつきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四六	―
二	〇・四六	―
三	〇・五六	―
四	〇・七五	―
五	〇・八七	三・〇
六	〇・八七	二・八
七	〇・八七	二・七
八	―	三・二

(2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれか（法第十一条第一項に規定する特定建築行為（法附則第

三条第一項に規定する特定増改築を除く。）に係る建築物にあつては、イ）に適合するものであること。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)及び(2)に適合すること。

(1) 複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) 住宅部分が前号イに適合すること。

2 前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

（非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量）

第二条 前条第一項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び同号ロの一次エネルギー

消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_{AC} 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_{EV} 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_T 設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）
- E_{AC} 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_V 空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- ガジュール）
- E_L 照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_W 給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_{EV} 昇降機の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_S エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備（以下「エネルギー利用効率化設備」という。）による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 一年につきメガジュール）
- E_M その他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

2 前項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、昇降機の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

(非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量)

第三条 第一条第一項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量及び同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

E_{SAC} 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SV} 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

ガジュール)

E_{SL} 照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

- E_{SW} 給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_{SEV} 昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
- E_M その他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

2 前項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量、昇降機の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

（住宅部分の設計一次エネルギー消費量）

第四条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W + E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_T 設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）
- E_H 暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_C	冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
E_V	機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
E_L	照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）
E_W	給湯設備（排熱利用設備を含む。次項において同じ。）の設計一次エネルギー消費量 （単位 一年につきメガジュール）
E_S	エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 一年につきメガジュール）
E_M	その他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

2 前項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

4 第二条第一項及び第二項の規定は、前項の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

(住宅部分の基準一次エネルギー消費量)

第五条 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

E_{SH} 暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SC} 冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SV} 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SL} 照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SW} 給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_M その他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 前項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量、冷房設備の基準一次エネルギー消費量、機械換気

設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

3 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

4 第三条第一項及び第二項の規定は、前項の共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

（複合建築物の設計一次エネルギー消費量）

第六条 第一条第一項第三号ロ(1)の複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、第二条第一項の規定により算出した非住宅部分の設計一次エネルギー消費量と第四条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

（複合建築物の基準一次エネルギー消費量）

第七条 第一条第一項第三号ロ(1)の複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、第三条第一項の規定により算出した非住宅部分の基準一次エネルギー消費量と第五条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

第二章 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のため
に必要な住宅の構造及び設備に関する基準

（住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準）

第八条 法第二十七条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 住宅事業建築主が平成三十二年以降に新築する一戸建ての住宅が、第一条第一項第二号イに適合するものであること。

二 住宅事業建築主が各年度に新築する一戸建ての住宅に係る第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する一戸建ての住宅の住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。）の合計を超えないこと。

（住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量）

第九条 住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅事業建築主が平成三十一年度までに新築する一戸建ての住宅 次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

本条において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 住宅事業建築主基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

ール)

E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

二 住宅事業建築主が平成三十二年以降に新築する一戸建ての住宅 次の式により算出した数値

(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.85 + E_M \} \times 10^{-3}$$

第三章 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準

(建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準)

第十条 法第三十条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 非住宅建築物 次のイ及びロ(非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(イ(1)において「工場等」という。)の用途に供する場合にあっては、ロ)に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
- イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分（工場等の用途に供する部分を除く。以下(1)及び(2)において同じ。）の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）の年間熱負荷（一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第一条第一項第二号イ(1)の地域の区分（以下単に「地域の区分」という。）に応じて別表に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

(2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(2)において同じ。）について、国土交通大臣が定められた屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間

間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 第一条第一項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。

(2) 第一条第一項第一号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 住宅部分が第一条第一項第二号イ(1)に適合すること。

ロ 第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)から(3)までに適合すること。

(1) 非住宅部分が第一条第一項第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が同項第二号イ(1)及びロに適合すること。

(2) 第一条第一項第三号ロ(1)の複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(3) 非住宅部分が第一号イに適合すること。

(非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量)

第十一条 前条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 及び E_M はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

E_{SAC} 第三条第一項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SV} 第三条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SL} 第三条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SW} 第三条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SEV} 第三条第一項の昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_M 第三条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

（住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量）

第十二条 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

2 第十条第二号口の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。）は、単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次

エネルギー消費量とを合計した数値とする。

3 前条の規定は、前項の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」と改めらる。

(複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十三条 第十条第三号ロ(2)の複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、第十一条の規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と前条第一項又は第二項の規定により算出した住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅であつて、法第二条第五号に規定する所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であると認めるものについて、同号の規定を適用する場合には、当分の間、同号の規定は、適用しない。

$$= (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3} \text{ } \mu\text{Sv/h}$$

3 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第十条第二号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

別表（第十条関係）

用途	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
(1) 事務所等	480	480	480	470	470	470	450	570
(2) ホテル等	650	650	650	500	500	500	510	670
				宴会場部	990	990	1260	1260
(3) 病院等	900	900	900	830	830	830	800	980
				病室部	460	460	450	450
(4) 百貨店等	640	640	640	720	720	720	810	1290
				非病室部	460	460	450	450
(5) 学校等	420	420	420	470	470	470	500	630
(6) 飲食店等	710	710	710	820	820	820	900	1430
				図書館等	590	590	580	580
(7) 集会所	590	590	590	580	580	580	550	650

等	体育館等	790	790	790	910	910	910	910	1000
	映画館等	1490	1490	1490	1510	1510	1510	1510	2090

備考

- 1 単位は、1平方メートル1年につきメガジュールとする。
- 2 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 3 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 4 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 5 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 6 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 7 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

8 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボウリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

○国土交通省告示第二百六十五号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年
経済産業省
国土交通省 令第一号）第一条第一

項第二号イ(1)、第二条第二項（同令第四条第四項において準用する場合を含む。）、第三条第二項（同令第五条第四項において準用する場合を含む。）、第四条第二項、第五条第二項並びに第八条第一号イ(1)及び(2)の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項

第1 非住宅部分に係る事項

1 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第2条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

(1) 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからホまでに定める方法により算出するものとする。

イ 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{AC} = \sum_i^{n_{AHU}} \sum_d^{D_{AHU,i}} E_{AC,AHU,d,i} + \sum_i^{n_{PUMP}} \sum_d^{D_{PUMP,i}} E_{AC,PUMP,d,i} + \sum_i^{n_{REF}} \sum_d^{D_{REF,i}} E_{AC,REF,d,i}$$

この式において、 E_{AC} 、 $E_{AC,AHU,d,i}$ 、 $D_{AHU,i}$ 、 n_{AHU} 、 $E_{AC,PUMP,d,i}$ 、 $D_{PUMP,i}$ 、 n_{PUMP} 、 $E_{AC,REF,d,i}$ 、 $D_{REF,i}$ 及び n_{REF} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{AC} : 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$E_{AC,AHU,d,i}$: 日付dにおける空気調和機等iの1日当たりの設計一次エネルギー消費量 (単位 1日につきメガジュール)

$D_{AHU,i}$: 空気調和機等iの年間稼働日数 (単位 日)

n_{AHU} : 空気調和設備内の空気調和機等の数 (単位 台)

$E_{AC,PUMP,d,i}$: 日付dにおけるポンプ等iの1日当たりの設計一次エネルギー消費量 (単位 1日につきメガジュール)

$D_{PUMP,i}$: ポンプ等iの年間稼働日数 (単位 日)

n_{PUMP} : 空気調和設備内のポンプ等の数 (単位 台)

$E_{AC,REF,d,i}$: 日付dにおける熱源機器等iの1日当たりの設計一次エネルギー消費量 (単位

1 日につきメガジュール)

$D_{REF,i}$: 熱源機器等 i の年間稼働日数 (単位 日)

n_{REF} : 空気調和設備内の熱源機器等の数 (単位 台)

ロ $E_{AC,AHU,d,i}$ 及び $E_{AC,PUMP,d,i}$ については、各機器が処理する暖冷房負荷 (暖房負荷及び冷房負荷をいう。以下(1)において同じ。) を算出し、この負荷の大きさに応じて機器のエネルギー消費特性が変化することを考慮した上で、設計一次エネルギー消費量を求めるものとする。

ハ $E_{AC,REF,d,i}$ については、各機器が処理する暖冷房負荷を算出し、この負荷の大きさ及び気象条件に応じて機器の能力及びエネルギー消費特性が変化することを考慮した上で、設計一次エネルギー消費量を求めるものとする。

ニ 暖冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(イ) 次に掲げる事項については、室用途ごとに定められる標準的な室の使用条件を用いること。

(i) 空気調和設備の運転時間及び温度設定

(ii) 居住者の在室時間、在室人数、発熱量及び発湿量

(iii) 照明設備、OA機器等の使用時間及び発熱量

(iv) 外気の取入時間及び取入量

(ロ) 気象条件については、地域の区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいう。以下同じ。）ごとに定められる気象情報を用いること。

(ハ) 暖冷房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。

(i) 室温と外気温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱

(ii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱

(iii) 照明設備、OA機器、人体その他室内に存する物体から発生する熱

(iv) 取入外気の熱

ホ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

(2) 空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからニまでに定める方法により算出するものとする。

イ 空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_V = \sum_i^n \sum_d^{D_i} (E_{V,i} \times T_{V,d,i} \times F_{V,i}) \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

この式において、 E_V 、 $E_{V,i}$ 、 $T_{V,d,i}$ 、 $F_{V,i}$ 、 D_i 、 n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すもの

とする。

E_v : 空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$E_{v,i}$: 空気調和設備以外の機械換気設備*i*の消費電力 (単位 ワット)

$T_{v,d,i}$: 日付*d*における空気調和設備以外の機械換気設備*i*の1日当たりの運転時間 (単位 時間)

$F_{v,i}$: 空気調和設備以外の機械換気設備*i*の制御方法に応じて定められる係数 (単位 無次元)

D_i : 空気調和設備以外の機械換気設備*i*の年間稼働日数 (単位 日)

n : 非住宅部分における空気調和設備以外の機械換気設備の数 (単位 台)

f_{prim} : 別表第1に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1キロワット時につきキロジュール)

ロ 空気調和設備以外の機械換気設備は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる機器とする。

(イ) 給気機

(ロ) 排気機

(ハ) その他空気調和設備以外の機械換気設備の種類に応じて必要となる機器

- ハ $T_{V,d,i}$ は、室用途ごとに定められる標準的な室の使用時間を用いるものとする。
- ニ $F_{V,i}$ は、高効率電動機、インバータ、送風量制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。

(3) 照明設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからハまでに定める方法により算出するものとする。

イ 照明設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_L = \sum_i^n \sum_d^{D_i} (E_{L,i} \times T_{L,d,i} \times F_{L,i} \times C_{L,i}) \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

この式において、 E_L 、 $E_{L,i}$ 、 $T_{L,d,i}$ 、 $F_{L,i}$ 、 $C_{L,i}$ 、 D_i 、 n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_L : 照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
- $E_{L,i}$: 照明設備*i*の消費電力 (単位 ワット)
- $T_{L,d,i}$: 日付*d*における照明設備*i*の1日当たりの運転時間 (単位 時間)
- $F_{L,i}$: 照明設備*i*の制御方法に応じて定められる係数 (単位 無次元)
- $C_{L,i}$: 照明設備*i*を設置する室の形状に応じて定められる係数 (単位 無次元)
- D_i : 照明設備*i*の年間稼働日数 (単位 日)

n : 非住宅部分における照明設備の数 (単位 台)

f_{prim} : 別表第 1 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)

ロ $T_{L,d,i}$ は、室用途ごとに定められる標準的な室の使用時間を用いるものとする。

ハ $F_{L,i}$ は、在室検知制御、明るさ検知制御、タイムスケジュール制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。

(4) 給湯設備の設計一次エネルギー消費量は、次のイからハまでに定める方法により算出するものとする。

イ 給湯設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_W = \sum_i^n \sum_d^{D_i} \left(\frac{Q_{W,d,i}}{\eta_{W,d,i}} \right) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_W 、 $Q_{W,d,i}$ 、 $\eta_{W,d,i}$ 、 D_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_W : 給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)

$Q_{W,d,i}$: 日付 d における給湯設備 i の 1 日当たりの給湯負荷 (単位 1 日につきキロジュール)

$\eta_{W,d,i}$: 日付 d における給湯設備 i のシステム効率 (単位 無次元)

D_i : 給湯設備 i の年間稼働日数 (単位 日)

n : 非住宅部分における給湯設備の数 (単位 台)

ロ $Q_{w,d,i}$ は、次に掲げる事項を勘案して算出するものとする。

(イ) 地域の区分ごとに定められる外気温度及び給水温度

(ロ) 給湯配管からの熱損失量

(ハ) 室用途ごとに定められる標準的な 1 日当たりの使用湯量

(ニ) 節湯器具の使用

(ホ) 太陽熱利用等の予熱設備の有無

ハ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 1 に掲げる数値を用いるものとする。

(5) 昇降機的设计一次エネルギー消費量は、次のイ及びロに定める方法により算出するものとする。

イ 昇降機的设计一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{EV} = \sum_i^n \sum_d^{D_i} \left(\frac{L_{EV,i} \times V_{EV,i} \times C_{EV,i} \times T_{EV,d,i}}{860} \times N_{EV,i} \right) \times f_{prim} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{EV} 、 $L_{EV,i}$ 、 $V_{EV,i}$ 、 $C_{EV,i}$ 、 $T_{EV,d,i}$ 、 $N_{EV,i}$ 、 D_i 、 n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{EV}	: 昇降機の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
$L_{EV,i}$: 昇降機系統 <i>i</i> の積載質量 (単位 キログラム)
$V_{EV,i}$: 昇降機系統 <i>i</i> の定格速度 (単位 1分につきメートル)
$C_{EV,i}$: 昇降機系統 <i>i</i> の制御方法に応じて定められる係数
$T_{EV,d,i}$: 日付 <i>d</i> における昇降機系統 <i>i</i> の1日当たりの運転時間 (単位 時間)
$N_{EV,i}$: 昇降機系統 <i>i</i> に属する昇降機の台数 (単位 台)
D_i	: 昇降機系統 <i>i</i> の年間稼働日数 (単位 日)
n	: 非住宅部分における昇降機の対象系統数
f_{prim}	: 別表第1に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)

ロ $C_{EV,i}$ は、昇降機の種類を勘案して算出するものとする。

(6) エネルギー効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量は、次のイからハまでに定める方法により算出するものとする。

イ エネルギー効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量は、次の式により算出するものとする。

$$E_S = \sum_i^n \sum_d^{D_i} E_{S,d,i}$$

この式において、 E_S 、 $E_{S,d,i}$ 、 D_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_S : エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1年につきメガジュール)

$E_{S,d,i}$: 日付dにおけるエネルギー利用効率化設備iによる1日当たりの設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1日につきメガジュール時)

D_i : エネルギー利用効率化設備iの年間稼働日数 (単位 日)

n : 非住宅部分における算出対象エネルギー利用効率化設備の数

ロ $E_{S,d,i}$ は、気象条件並びに設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。

ハ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

(7) その他一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_M = \sum_i^n (\alpha_{SM,i} \times A_i)$$

この式において、 E_M 、 $\alpha_{SM,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_M : その他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$\alpha_{SM,i}$: 室iの室用途ごとに別表第2に掲げるその他設備等に係る係数 (単位 1 平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室iの床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 非住宅部分における対象となる室の数

2 基準一次エネルギー消費量の算出に関する事項

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第3条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

(1) 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SAC} = \sum_i^n (a_{SAC,i} \times A_i)$$

この式において、 E_{SAC} 、 $a_{SAC,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SAC} : 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$a_{SAC,i}$: 室iの室用途及び地域の区分ごとに別表第2に掲げる空気調和設備に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室iの床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 非住宅部分における空気調和対象室の数

- (2) 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV} = \sum_i^n (a_{SV,i} \times A_i)$$

この式において、 E_{SV} 、 $a_{SV,i}$ 、 A_i 及び ν_n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SV} : 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$a_{SV,i}$: 室 i の室用途ごとに別表第2に掲げる空気調和設備以外の機械換気設備に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 非住宅部分における機械換気対象室の数

- (3) 照明設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = \sum_i^n (a_{SL,i} \times A_i)$$

この式において、 E_{SL} 、 $a_{SL,i}$ 、 A_i 及び ν_n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SL} : 照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$\alpha_{SL,i}$: 室iの室用途ごとに別表第2に掲げる照明設備に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室iの床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 非住宅部分における照明対象室の数

(4) 給湯設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW} = \sum_i^n (a_{SW,i} \times A_i)$$

この式において、 E_{SW} 、 $a_{SW,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SW} : 給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$a_{SW,i}$: 室iの室用途及び地域の区分ごとに別表第2に掲げる給湯設備に係る係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 室iの床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 非住宅部分における給湯対象室の数

(5) 昇降機の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SEV} = \sum_i^n \left(\frac{L_{SEV,i} \times V_{SEV,i} \times C_{SEV} \times T_{SEV,i} \times M_{SEV,i}}{860} \times N_{SEV,i} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{SEV} 、 $L_{SEV,i}$ 、 $V_{SEV,i}$ 、 C_{SEV} 、 $T_{SEV,i}$ 、 $M_{SEV,i}$ 、 $N_{SEV,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{SEV} : 昇降機の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
- $L_{SEV,i}$: 昇降機系統*i*の積載質量 (単位 キログラム)
- $V_{SEV,i}$: 昇降機系統*i*の定格速度 (単位 1分につきメートル)
- C_{SEV} : 基準設定速度制御係数 (1/40)
- $T_{SEV,i}$: 昇降機系統*i*の年間運転時間 (単位 時間)
- $M_{SEV,i}$: 昇降機系統*i*の輸送能力係数 (単位 無次元)
- $N_{SEV,i}$: 昇降機系統*i*に属する昇降機の台数 (単位 台)
- n : 非住宅部分における昇降機の対象系統数

(6) その他一次エネルギー消費量は、1の(7)に定める方法により算出するものとする。

3 屋内周囲空間の年間熱負荷の算出方法

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及び(2)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷は、1年間(室用途ごと)に使用時間が設定されている場合には、その時間に限る。以下同じ。)における次のイからニまでに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合計したもの(単位 メガジュール)とする。

- イ 外気と屋内周囲空間との温度差
- ロ 外壁、窓等からの日射熱
- ハ 屋内周囲空間で発生する熱

ニ 取入外気と屋内周囲空間との温湿度の差及び取入外気量に基づく取入外気の熱

第2 住宅部分に係る事項

1 外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出方法

(1) 外皮平均熱貫流率

外皮平均熱貫流率に係る建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 外皮平均熱貫流率は、次の式により算出するものとする。

$$U_A = \left(\sum_i^{n1} A_i U_i H_i + \sum_j^{m1} L_j \Psi_j H_j \right) / A$$

この式において、 U_A 、 A_i 、 U_i 、 H_i 、 n 、 L_j 、 Ψ_j 、 H_j 、 m 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

U_A : 外皮平均熱貫流率 (単位 1平方メートル1度につきワット)

A_i : 外皮の第*i*部位の面積 (単位 平方メートル)

U_i : 外皮の第 i 部位の熱貫流率 (単位 1 平方メートル 1 度につきワット)

H_i : 外皮の第 i 部位の隣接空間との温度差による貫流熱量の低減等を勘案した係数
(以下 λ において「温度差係数」という。)

n : 外皮の部位数

L_j : 第 j 熱橋等 (熱橋 (構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。別表第 3 において同じ。)) 及び土間床等 (地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいう。以下 (1) 及び別表第 3 において同じ。) の外周部をいう。以下 (1) において同じ。) の長さ (単位 メートル)

Ψ_j : 第 j 熱橋等の線熱貫流率 (単位 1 メートル 1 度につきワット)

H_j : 第 j 熱橋等の温度差係数

m : 熱橋等の数

A : 外皮の部位の面積の合計 (単位 平方メートル)

ロ U_i は、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出した数値とする。ただし、 U_i については、別表第 3 から別表第 8 までに掲げる仕様の熱貫流率を用いた計算又はこれらの数値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめるこ

とができる計算により求めた数値を用いることができるものとする。

ハ η_j は、当該熱橋等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出した数値とする。ただし、土間床等の外周部の線熱貫流率については、別表第3から別表第8までに掲げる仕様の線熱貫流率を用いた計算又はこれらの数値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる計算により求めた数値を用いることができるものとする。

(2) 冷房期の平均日射熱取得率

冷房期の平均日射熱取得率に係る建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 冷房期の平均日射熱取得率は、次の式により算出するものとする。

$$\eta_{AC} = \left(\sum_i^n A_i \eta_i v_i / A \right) \times 100$$

この式において、 η_{AC} 、 A_i 、 η_i 、 v_i 、 n 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

η_{AC} : 冷房期の平均日射熱取得率

A_i : 外皮の第 i 部位の面積 (単位 平方メートル)

η_i : 外皮の第 i 部位の日射熱取得率

v_i : 外皮の第 i 部位の方位及び地域の区分ごとに次の表に掲げる係数

n : 外皮の部位数

A : 外皮の部位の面積の合計 (単位 平方メートル)

方位	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
上面	1.0							
北	0.329	0.341	0.335	0.322	0.373	0.341	0.307	0.325
北東	0.430	0.412	0.390	0.426	0.437	0.431	0.415	0.414
東	0.545	0.503	0.468	0.518	0.500	0.512	0.509	0.515
南東	0.560	0.527	0.487	0.508	0.500	0.498	0.490	0.528
南	0.502	0.507	0.476	0.437	0.472	0.434	0.412	0.480
南西	0.526	0.548	0.550	0.481	0.520	0.491	0.479	0.517
西	0.508	0.529	0.553	0.481	0.518	0.504	0.495	0.505
北西	0.411	0.428	0.447	0.401	0.442	0.427	0.406	0.411
下面	0							

ロ η_i については、別表第 3 から別表第 8 までに掲げる仕様の日射熱取得率を用いた計算又はこれらの数値を求めた計算と同等以上の性能を有することを確かめることができる方法により求めた数値を用いることができるものとする。

2 設計一次エネルギー消費量の算出に関する事項

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 2 項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の (イ) から (ト) までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 暖房設備の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの暖房設備の設計一次エネルギー消費量の暖房期（1 年間のうち日平均外気温が 15 度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_H = \sum_t^n \sum_i^m E_{H,t,i} + \sum_t^n \sum_r^R Q_{UT,H,t,r} \times \alpha_{UT,H,r}$$

この式において、 E_H 、 $E_{H,t,i}$ 、 m 、 n 、 $Q_{UT,H,t,r}$ 、 R 及び $\alpha_{UT,H,r}$ は、それぞれの数値を表

すものとする。

E_H : 暖房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$E_{H,t,i}$: 時刻 t における 1時間当たりの暖房設備 i の設計一次エネルギー消費量 (単位 1時間につきメガジュール)

m : 単位住戸における暖房設備の数

n : 1年間に暖房する時間 (単位 時間)

$Q_{UT,H,t,r}$: 室 r の時刻 t における 1時間当たりの暖房設備により処理されない暖房負荷 (単位 1時間につきメガジュール)

R : 室の数

$\alpha_{UT,H,r}$: 室 r における暖房設備により処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であって地域の区分及び暖房方式ごとに別表第 9 に掲げる係数

(ロ) $E_{H,t,i}$ は、暖房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度、暖房設備により処理される暖房負荷並びに太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱を勘案して算出するものとし、 $E_{H,t,i}$ を時刻 t における 1時間当たりの暖房設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合には、次の式により算出するものとする。

$$E_{H,t,i} = C_{H,t,i} \times Q_{T,H,t,i}$$

この式において、 $C_{H,t,i}$ 及び $Q_{T,H,t,i}$ は、それぞれの次の数値を表すものとする。

$C_{H,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの暖房設備 i の設計一次エネルギー消費係数

$Q_{T,H,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの暖房設備 i により処理される暖房負荷 (単位 1 時間につきメガジュール)

(ハ) $C_{H,t,i}$ は、暖房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに暖房設備により処理される暖房負荷を勘案して算出するものとする。

(ニ) $Q_{T,H,t,i}$ は、太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱等を減じた数値とすることができるものとする。

(ホ) 暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が暖房設備による最大出力未満となる場合は 0 とする。

(ヘ) 暖房負荷の算出については、次のとおりとする。

(i) 暖房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。

- ① 暖房設備の運転時間及び温度設定
- ② 居住者の在室時間、在室人数及び発熱量

- ③ 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
- ④ 家電製品の運転時間及び発熱量
- ⑤ 調理の時間及び発熱量
- (ii) 外気温（日平均外気温を含む。）については、地域の区分ごとの気象情報を用いること。
- (iii) 暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。
 - ① 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
 - ② 換気又は漏気によって輸送される熱
 - ③ 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
 - ④ 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
 - ⑤ 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
 - ⑥ 調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱
 - ⑦ 太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱
- (ト) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

ロ 冷房設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ハ)までに定める方法により算出す

るものとする。

(イ) 冷房設備の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの冷房設備の設計一次エネルギー消費量の冷房期における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_c = \sum_t^n \sum_i^m E_{c,t,i}$$

この式において、 E_c 、 $E_{c,t,i}$ 、 m 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_c : 冷房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$E_{c,t,i}$: 時刻 t における 1時間当たりの冷房設備 i の設計一次エネルギー消費量 (単位 1時間につきメガジュール)

m : 単位住戸における冷房設備の数

n : 1年間に冷房する時間 (単位 時間)

(ロ) $E_{c,t,i}$ は、冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{c,t,i}$ を時刻 t における 1時間当たりの冷房設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、

次の式により算出するものとする。

$$E_{c,t,i} = C_{c,t,i} \times Q_{r,c,t,i}$$

この式において、 $C_{c,t,i}$ 及び $Q_{r,c,t,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{c,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの冷房設備 i の設計一次エネルギー消費係数

$Q_{r,c,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの冷房設備 i により処理される冷房負荷 (単位 1 時間につきメガジュール)

(ハ) $C_{c,t,i}$ は、冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとする。

(ニ) 冷房設備により処理される冷房負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷及び処理潜熱負荷の合計とする。

(i) 冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力未満となる場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。

(ii) 冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力未満となる場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。

(ホ) 冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(i) 冷房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。

- ① 冷房設備の運転時間及び温湿度設定
- ② 居住者の在室時間、在室人数、発熱量及び発湿量
- ③ 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
- ④ 家電製品の運転時間及び発熱量
- ⑤ 調理の時間並びに発熱量及び発湿量

(ii) 外気温（日平均外気温を含む。）については、地域の区分ごとに定められる気象情報を用いること。

(iii) 冷房負荷の算出においては、次の①及び②に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

- ① 顕熱
 - a 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
 - b 換気（通風のための措置を含む。②において同じ。）又は漏気によって輸送される熱
 - c 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
 - d 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱

- e 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
- f 調理により発生する熱のうち、冷房負荷増加に寄与する熱

② 潜熱

- a 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
- b 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱
- c 床、壁その他湿気容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱
- d 調理により発生する水蒸気が保有する熱のうち、冷房負荷増加に寄与する水蒸気が保有する熱

(へ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

ハ 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ニ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_V = \sum_f \sum_i^{m_1} E_{Vg,t,i} + \sum_f \sum_i^{m_2} E_{Vl,t,i}$$

この式において、 E_v 、 $E_{VG,t,i}$ 、 m_1 、 n_1 、 $E_{VL,t,i}$ 、 m_2 及び n_2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_v : 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$E_{VG,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの全般機械換気設備 i の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 時間につきメガジュール)

m_1 : 単位住戸における全般機械換気設備の数

n_1 : 全般機械換気設備 i の年間稼働時間 (通年稼働のものにあつては 8760) (単位 時間)

$E_{VL,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの局所機械換気設備 i の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 時間につきメガジュール)

m_2 : 単位住戸における局所機械換気設備の数

n_2 : 局所機械換気設備 i の年間稼働時間 (単位 時間)

(ロ) $E_{VG,t,i}$ 及び $E_{VL,t,i}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{VG,t,i} = f_{SFP,i} \times V_{R,i} \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

$$E_{VL,t,i} = p_{v,i} \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

これらの式において、 $f_{SFP,i}$ 、 $V_{R,i}$ 、 f_{prim} 及び $p_{v,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$f_{SFP,i}$: 全般機械換気設備 i の比消費電力 (単位 1 時間につき 1 立方メートル当たりのワット)

$V_{R,i}$: 全般機械換気設備 i の参照機械換気量 (単位 1 時間につき立方メートル)

f_{prim} : 別表第 1 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)

$p_{v,i}$: 局所機械換気設備 i の消費電力 (単位 ワット)

(ハ) $f_{SFP,i}$ は、機械換気設備の種類及び仕様並びに全般機械換気設備の設計風量を勘案して算出するものとする。

(ニ) $V_{R,i}$ は、単位住戸の床面積の合計に、天井高及び全般機械換気設備に求められる換気回数に乗じた数値に余裕率を勘案し、機械換気設備の有効換気量率で除して求められる換気量とする。

ニ 照明設備の設計一次エネルギー消費量は、次の (イ) から (ニ) までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 照明設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_L = \sum_t^m \sum_i^n E_{L,t,i}$$

この式において、 E_L 、 $E_{L,t,i}$ 、 m 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_L : 照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$E_{L,t,i}$: 時刻 t における 1時間当たりの照明区画 (照明器具の種類、照明設備の制

御方法及び配置、照度の設定、室等の形状並びに内装仕上げが同一の部分をいう。以下同じ。) i に設置される照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1時間につきメガジュール)

m : 単位住戸における照明区画の数

n : 照明区画 i における年間点灯時間 (単位 時間)

(ロ) $E_{L,t,i}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{L,t,i} = P_i \times C_i \times f_{\text{prim}} \times 10^{-6} \times r_{i,d,t}$$

この式において、 P_i 、 C_i 、 f_{prim} 及び $r_{i,d,t}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_i : 照明区画 i に設置される照明設備の消費電力の合計値 (単位 ワット)

C_i : 照明区画 i に設置される照明設備の消費電力の補正值

f_{prim} : 別表第 1 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1

キロワット時につきキロジュール)

$r_{i,d,t}$: 時刻 t における照明区画 i に設置される照明設備の使用時間率

(ハ) P_i は、照明設備の種類及び仕様並びに照明区画 i の床面積を勘案して算出するものとする。

(ニ) C_i は、照明設備の設置状況及び用途、調光、人感センサー並びに多灯分散照明方式の採用の有無を勘案して算出するものとする。

ホ 給湯設備の設計一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(ホ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 給湯設備の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{W,d} = \sum_d^D E_{W,d}$$

この式において、 E_w 、 $E_{w,d}$ 及び D は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_w : 給湯設備（排熱利用設備を含む。）の設計一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）

$E_{w,d}$: 日付 d における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位

1日につきメガジュール)

D : 給湯設備の年間稼働日数(単位 日)

(ロ) $E_{w,d}$ は、給湯設備の種類及び仕様、外気温湿度、給水温度並びに給湯負荷を勘案して算出するものとし、日付 d における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合には、次の式により算出するものとする。

$$E_{w,d} = C_{w,d} \times L_{w,d}$$

この式において、 $C_{w,d}$ 及び $L_{w,d}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{w,d}$: 日付 d における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費係数

$L_{w,d}$: 日付 d における 1 日当たりの給湯負荷(単位 1 日につきメガジュール)

(ハ) $C_{w,d}$ は、給湯設備の種類及び仕様、外気温湿度、給水温度並びに給湯負荷を勘案して算出するものとする。

(ニ) $L_{w,d}$ は、単位住戸の床面積、給湯対象室の有無、外気温湿度、給水温度、節湯器具の仕様及び給湯配管の仕様を勘案して算出するものとし、太陽熱利用設備を利用する場合においては太陽熱利用設備の種類、仕様、直達日射量及び天空放射量を勘案して算出するものとする。

(ホ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 1 に掲げる数値を用いるものとする。

る。

へ エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量は、次の (イ) 及び (ロ) に定める方法により算出するものとする。

(イ) エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量は、次の式により算出するものとする。

$$E_s = \sum_t^n \sum_i^m E_{E,s,t,i} \times f_{prim} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_s 、 $E_{E,s,t,i}$ 、 m 、 n 及び f_{prim} は、それぞれの数値を表すものとする。

E_s : エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1年につきメガジュール)

$E_{E,s,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりのエネルギー利用効率化設備 i による消費電力量の削減量 (単位 1 時間につきキロワット時)

m : 単位住戸におけるエネルギー利用効率化設備の数

n : エネルギー利用効率化設備 i の年間稼働時間 (単位 時間)

f_{prim} : 別表第 1 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1

キロワット時につきキロジュール)

(ロ) $E_{E,s,t,i}$ は、気象条件並びに設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。

ト その他一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_M = \alpha_M \times A_{total} + \beta_M$$

この式において、 E_M 、 α_M 、 A_{total} 及び β_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_M : その他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

α_M : 単位住戸の床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル

1年につきメガジュール)

A_{total} : 単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

β_M : 単位住戸の床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1年につき

メガジュール)

床面積の合計の区分

係数	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	床面積の合計が 30 平方メートル	床面積の合計が 30 平方メートル	床面積の合計が 60 平方メートル	床面積の合計が 90 平方メートル	床面積の合計が 120 平方メートル

未満	以上 60 平方メートル未満	以上 90 平方メートル未満	以上 120 平方メートル未満	ル以上	
α_M	0	87.63	166.71	47.64	0
β_M	12181.13	9552.23	4807.43	15523.73	21240.53

(2) 第 1 の 1 は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 4 項において準用する同令第 2 条第 2 項の国土交通大臣が定める方法について準用する。この場合において、第 1 の 1 中「非住宅部分」とあるのは、「共用部分」と読み替えるものとする。

3 基準一次エネルギー消費量の算出に関する事項

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 5 条第 2 項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 暖房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の (イ) から (へ) までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 暖房設備の基準一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの標準的な暖房設備の基準一次エネルギー消費量の暖房期における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH} = \sum_t^n \sum_i^m E_{SH,t,i} + \sum_t^n \sum_r^R Q_{UT,SH,t,r} \times \alpha_{UT,SH,r}$$

この式において、 E_{SH} 、 $E_{SH,t,i}$ 、 m 、 n 、 $Q_{UT,SH,t,r}$ 、 R 及び $\alpha_{UT,SH,r}$ は、それぞれの数値を表すものとする。

E_{SH} : 暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$E_{SH,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費量 (単位 1 時間につきメガジュール)

m : 単位住戸における標準的な暖房設備の数

n : 1 年間に暖房する時間 (単位 時間)

$Q_{UT,SH,t,r}$: 室 r の時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷 (単位 1 時間につきメガジュール)

R : 室の数

$\alpha_{UT,SH,r}$: 室 r における標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数として地域の区分及び暖房方式ごとに別表第 9 に掲げる係数

(ロ) $E_{SH,t,i}$ は、標準的な暖房設備 i の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な暖房設備により処理される暖房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{SH,t,i}$ を時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合には、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH,t,i} = C_{SH,t,i} \times Q_{T,SH,t,i}$$

この式において、 $C_{SH,t,i}$ 及び $Q_{T,SH,t,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{SH,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費係数

$Q_{T,SH,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な暖房設備 i により処理される暖房負荷 (単位 1 時間につきメガジュール)

(ハ) $C_{SH,t,i}$ は、標準的な暖房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な暖房設備 i により処理される暖房負荷を勘案して算出するものとする。

(ニ) 標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が標準的な暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が標準的な暖房設備による最大出力未満となる場合は 0 とする。

(ホ) 暖房負荷の算出については、次のとおりとする。

(i) 暖房負荷の算出においては、建築物の種別及び地域の区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期の平均日射熱取得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

建築物の種別	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (単位 1 平方メートル トル1度 につきワット)	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	2.14
暖房期の平均日射熱取得率	1.5	1.3	1.5	1.8	2.1	2.0	2.1	-

	住宅及び複 合建築物								
--	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--

(ii) 暖房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。

- ① 暖房設備の運転時間及び温度設定
- ② 居住者の在室時間、在室人数及び発熱量
- ③ 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
- ④ 家電製品の運転時間及び発熱量
- ⑤ 調理の時間及び発熱量

(iii) 外気温（日平均外気温を含む。）については、地域の区分ごとの気象情報を用いること。

(iv) 暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。

- ① 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- ② 換気又は漏気によって輸送される熱
- ③ 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- ④ 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱

⑤ 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱

⑥ 調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱

(へ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

ロ 冷房設備の基準一次エネルギー消費量は、次の(イ)から(へ)までに定める方法により算出するものとする。

(イ) 冷房設備の基準一次エネルギー消費量は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの標準的な冷房設備の基準一次エネルギー消費量の冷房期における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC} = \sum_t \sum_i E_{SC,t,i}$$

この式において、 E_{SC} 、 $E_{SC,t,i}$ 、 m 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SC} : 冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$E_{SC,t,i}$: 時刻 t における1時間当たりの標準的な冷房設備 i の基準一次エネルギー消費量 (単位 1時間につきメガジュール)

m : 単位住戸における冷房設備の数

n : 1年間に冷房する時間 (単位 時間)

(ロ) $E_{SC,t,i}$ は、標準的な冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{SC,t,i}$ を時刻 t における 1 時間当たりの標準的な冷房設備の基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合には、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC,t,i} = C_{SC,t,i} \times Q_{T,SC,t,i}$$

この式において、 $C_{SC,t,i}$ 及び $Q_{T,SC,t,i}$ は、それぞれの数値を表すものとする。

$C_{SC,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な冷房設備 i の基準一次エネルギー消費係数

$Q_{T,SC,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの標準的な冷房設備 i により処理される冷房負荷 (単位 1 時間につきメガジュール)

(ハ) $C_{SC,t,i}$ は、標準的な冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとする。

(ニ) 標準的な冷房設備により処理される冷房負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷及び処理潜熱負荷の合計とする。

(イ) 標準的な冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が標準的な冷房設備によ

る最大顕熱出力未満となる場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が標準的な冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。

(ii) 標準的な冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が標準的な冷房設備による最大潜熱出力未満となる場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が標準的な冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。

(ホ) 冷房負荷の算出については、次のとおりとする。

(i) 冷房負荷の算出においては、建築物の種類及び地域の区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率に次の表に掲げる数値を用いることとする。

建築物の種類別	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率 (単位 1平方メートル1)	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	2.14
一戸建ての住宅								
一戸建ての住宅以外の住宅	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1.67

度につき ワット)	及び複合 建築物								
冷房期の 平均日射 熱取得率	一戸建て の住宅	1.9	1.9	2.0	2.7	3.0	2.8	2.7	3.2
	一戸建て の住宅以 外の住宅 及び複合 建築物	1.1	1.1	1.1	1.4	1.5	1.4	1.3	2.4

(ii) 冷房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。

- ① 冷房設備の運転時間及び温湿度設定
- ② 居住者の在室時間、在室人数、発熱量及び発湿量
- ③ 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路
- ④ 家電製品の運転時間及び発熱量
- ⑤ 調理の時間並びに発熱量及び発湿量

(iii) 外気温（日平均外気温を含む。）については、地域の区分ごとに定められる気象情報を用いること。

(iv) 冷房負荷の算出においては、次の①及び②に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。

① 顕熱

- a 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- b 換気（通風のための措置を含む。②において同じ。）又は漏気によって輸送される熱
- c 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- d 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
- e 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
- f 調理により発生する熱のうち、冷房負荷増加に寄与する熱

② 潜熱

- a 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
- b 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱
- c 床、壁その他湿気容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱
- d 調理により発生する水蒸気が保有する熱のうち、冷房負荷増加に寄与する水蒸気

が保有する熱

(へ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第1に掲げる数値を用いるものとする。

ハ 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV} = \alpha_{SV} \times A_{total} + \beta_{SV}$$

この式において、 E_{SV} 、 α_{SV} 、 A_{total} 及び β_{SV} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SV} : 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

α_{SV} : 単位住戸の床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_{total} : 単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

β_{SV} : 単位住戸の床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1年につきメガジュール)

係数	床面積の合計の区分		
	(い)	(ろ)	(は)
	床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上
α_{SV}	33	38	33

β_{SV}	129	-21	579
--------------	-----	-----	-----

ニ 照明設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = 31 \times A_{total} + 169 \times A_{MR} + 39 \times A_{OR}$$

この式において、 E_{SL} 、 A_{total} 、 A_{MR} 及び A_{OR} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SL} : 照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

A_{total} : 単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

A_{MR} : 単位住戸の主たる居室の床面積の合計 (単位 平方メートル)

A_{OR} : 単位住戸の主たる居室以外の居室の床面積の合計 (単位 平方メートル)

ホ 給湯設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。ただし、浴室その他浴槽又は身体の清浄を目的とした設備を有する室(以下「浴室等」という。)、台所及び洗面所が無い場合は0とする。

$$E_{SW} = \alpha_{SW} \times A_{total} + \beta_{SW}$$

この式において、 E_{SW} 、 α_{SW} 、 A_{total} 及び β_{SW} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SW} : 給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

α_{SW} : 単位住戸の床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_{total} : 単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

β_{SW} : 単位住戸の床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1年につき
メガジュール)

地域の区分	給湯対象	係数	床面積の合計の区分					
			(イ) 床面積の合計 が 30 平方 メートル未満	(ロ) 床面積の合計 が 30 平方 メートル以上 60 平方 メートル未満	(ハ) 床面積の合計 が 60 平方 メートル以上 90 平方 メートル未満	(ニ) 床面積の合計 が 90 平方 メートル以上 120 平方 メートル未満	(ホ) 床面積の合計 が 120 平方 メートル以上	
1	浴室等が 有る場合	α_{SW}	—	234	307	109	—	
		β_{SW}	11946	4926	546	18366	31446	
	浴室等 が台 無く、又は 洗面所が有 る場合	α_{SW}	—	32	78	15	—	
		β_{SW}	4835	3875	1115	6785	8585	
	2	浴室等が 有る場合	α_{SW}	—	228	300	107	—
			β_{SW}	11696	4856	536	17906	30746
浴室等 が台 無く、又は 洗面所		α_{SW}	—	32	77	15	—	
		β_{SW}	4742	3782	1082	6662	8462	

	面所がある場合						
3	浴室等がある場合	<i>Q5W</i>	—	212	280	100	—
		<i>β5W</i>	10892	4532	452	16652	28652
	浴室等がない場合	<i>Q5W</i>	—	30	72	14	—
		<i>β5W</i>	4442	3542	1022	6242	7922
	浴室等がある場合	<i>Q5W</i>	—	205	272	97	—
		<i>β5W</i>	10575	4425	405	16155	27795
4	浴室等がない場合	<i>Q5W</i>	—	29	70	13	—
		<i>β5W</i>	4321	3451	991	6121	7681
	浴室等がある場合	<i>Q5W</i>	—	200	276	103	—
5	浴室等がある場合	<i>β5W</i>	10440	4440	—120	15450	27810
		<i>Q5W</i>	—	29	71	14	—
	浴室等がない場合	<i>β5W</i>	4165	3295	775	5905	7585

	る場合							
6	浴室等が 有る場合	Q5W	—	181	249	93	—	
		B5W	9401	3971	—109	13931	25091	
	浴室等 が台 無く、又は 洗面所 がある 場合	Q5W	—	26	64	12	—	
		B5W	3755	2975	695	5375	6815	
7	浴室等 が台 有る場合	Q5W	—	165	227	85	—	
		B5W	8499	3549	—171	12609	22809	
	浴室等 が台 無く、又は 洗面所 がある 場合	Q5W	—	23	57	11	—	
		B5W	3402	2712	672	4812	6132	
8	浴室等 が台 有る場合	Q5W	—	130	178	67	—	
		B5W	6672	2772	—108	9882	17922	
	浴室等 が台 無く、又は 洗面所 がある 場合	Q5W	—	18	45	9	—	
		B5W	2679	2139	519	3759	4839	

へ その他一次エネルギー消費量は、2の(1)トに定める方法により算出するものとする。

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第4項において準用する同令第3条第2項の国土交通大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SAC} = \sum_i^n (\alpha_{sac,i} \times A_i)$$

この式において、 E_{SAC} 、 $\alpha_{sac,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SAC} : 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$\alpha_{sac,i}$: 空気調和対象室*i*の室用途及び地域の区分ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあつては、別表第2に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 空気調和対象室*i*の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 共用部分における空気調和対象室の数

室用途	$\alpha_{sac,i}$
	地域の区分

	1	2	3	4	5	6	7	8
ロビー	1198	1215	1064	1093	1142	1166	1114	1223
管理人室	431	428	366	386	394	440	418	520
集会室	576	549	452	453	451	478	472	538
屋内廊下	937	973	705	745	801	829	858	799

ロ 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV} = \sum_i^n (\alpha_{sv,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 E_{SV} 、 $\alpha_{sv,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SV} : 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$\alpha_{sv,i}$: 空気調和対象室を除く機械換気対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあつては、別表第2に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

$A_{t,i}$: 空気調和対象室を除く機械換気対象室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

ル)

n : 共用部分における次の表の室用途の室のうち空気調和対象室以外の室数

室用途	$\alpha_{sv,i}$
機械室	712
電気室	1425
屋内駐車場	997
廃棄物保管場所等	2137

ハ 照明設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = \sum_i^n (\alpha_{sl,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 E_{SL} 、 $\alpha_{sl,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SL} : 照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$\alpha_{sl,i}$: 照明対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあつては、別表第2に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

$A_{t,i}$: 照明対象室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 共用部分における照明対象室の数

室用途	$\alpha_{sl,i}$
ロビー	1026
管理人室	369
集会室	113
屋内廊下	513
屋外廊下	256
機械室	10
電気室	10
屋内駐車場	308
廃棄物保管場所等	308

ニ 給湯設備の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW} = \sum_i^n (\alpha_{sw,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 E_{SW} 、 $\alpha_{sw,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及びnは、それぞれの数値を表すものとする。

E_{SW} : 給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

$\alpha_{sw,i}$: 給湯対象室 i の室用途及び地域の区分ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあつては、別表第2に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

$A_{t,i}$: 給湯対象室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 共用部分における給湯対象室の数

室用途	$\alpha_{sw,i}$							
	地域の区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
管理人室	25	24	23	22	21	19	17	14
集会室	97	95	89	87	83	75	69	56

ホ 昇降機の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SEV} = \sum_i^n \left(\frac{L_{swi} \times V_{swi} \times F_{st} \times T_{evi} \times M_{swi} \times N_{swi}}{860} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{SEV} 、 $L_{ev,i}$ 、 $V_{ev,i}$ 、 F_{st} 、 $T_{ev,i}$ 、 $M_{ev,i}$ 、 $N_{ev,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SEV}	: 昇降機の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
$L_{ev,i}$: 昇降機システム i に属する昇降機の積載質量 (単位 キログラム)
$V_{ev,i}$: 昇降機システム i に属する昇降機の定格速度 (単位 1分につきメートル)
F_{st}	: 基準設定速度制御係数 (1/40)
$T_{ev,i}$: 昇降機システム i の昇降機年間運転時間 (単位 時間)
$M_{ev,i}$: 昇降機システム i の輸送能力係数 (単位 無次元)
$N_{ev,i}$: 昇降機システム i に属する昇降機の台数 (単位 台)
n	: 共用部分における昇降機の対象系統数

第3 地域の区分

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分は、別表第10のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条の規定を適用する場合における第2の3(1)イ(ホ)(i)の暖房負荷の算出及び第2の3(1)ロ(ホ)(i)の冷房負荷の算出については、第2の3(1)イ(ホ)(i)及び第2の3(1)ロ(ホ)(i)の表に掲げる外皮平均熱還流率並びに暖房期及び冷房期の平均日射熱取得率に代えて、単位住戸の外皮平均熱還流率並びに暖房期及び冷房期の平均日射熱取得率を用いることができるものとする。

別表第1

重油	1リットルにつき41,000キロジュール
灯油	1リットルにつき37,000キロジュール
液化石油ガス	1キログラムにつき50,000キロジュール
都市ガス	1立方メートルにつき45,000キロジュール
他人から供給された熱 (蒸気、温水、冷水)	1キロジュールにつき1.36キロジュール(他人から供給された熱を生ずるために使用された燃料の発熱量を算出する上で適切と認められるものを求めることができる場合においては、当該係数を用いることができる。)
電気	1キロワット時につき9,760キロジュール(夜間買電(電気事業法(

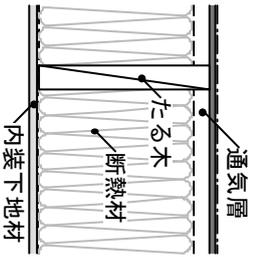
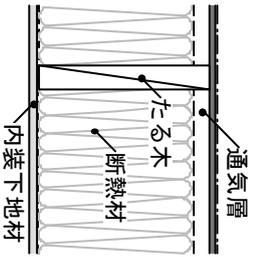
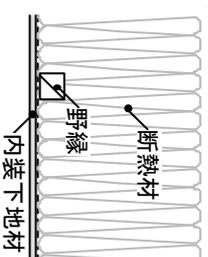
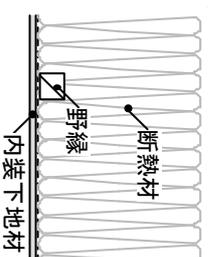
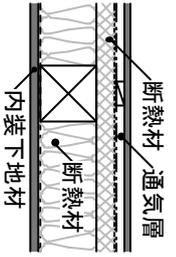
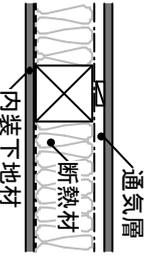
昭和39年法律第170号) 第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して22時から翌日8時までの間に電気の供給を受けることをいう。) を行う場合においては、昼間買電 (同号に規定する一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して8時から22時までの間に電気の供給を受けることをいう。) の間の消費電力量については1キロワット時につき9,970キロジュールと、夜間買電の消費電力量については1キロワット時につき9,280キロジュールとすることができる。)

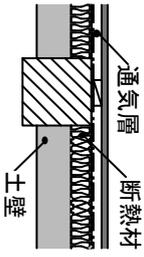
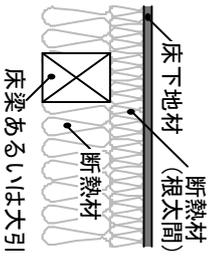
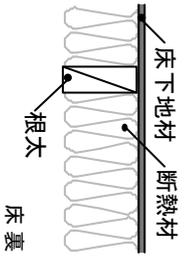
別表第2

室用途	設備別基準一次エネルギー消費量に関する係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)																		
	空気調和設備								空気調和設備以外の機械換気設備	照明設備	給湯設備								その他設備等
	地域区分										地域区分								
1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8				
事務室	1060	1063	995	1018	1084	1173	1180	1478	0	498	20	20	19	18	17	16	14	12	498
電子計算機	1063	1068	1146	1173	1284	1386	1418	1787	0	498	20	20	19	18	17	16	14	12	1245
事務室	1303	1287	1109	1126	1167	1246	1241	1567	0	231	51	50	47	45	43	39	36	29	42
喫茶室	1303	1287	1109	1126	1167	1246	1241	1567	0	254	1712	1678	1572	1531	1454	1322	1209	978	42
社員食堂	465	458	412	418	432	484	469	626	0	141	2568	2517	2358	2297	2180	1983	1813	1467	0
中央監視室	2444	2458	2975	3097	3349	3549	3752	4634	0	1171	46	45	42	41	39	36	33	26	2565

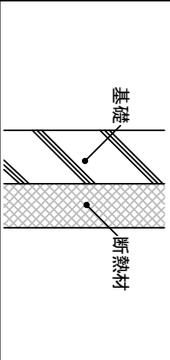
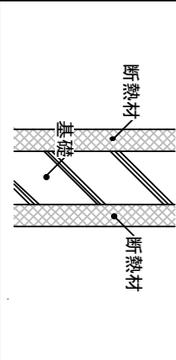
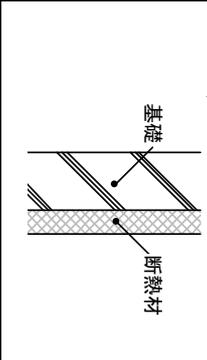
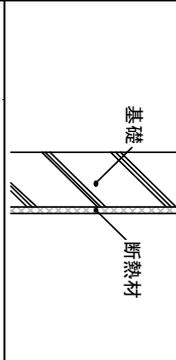
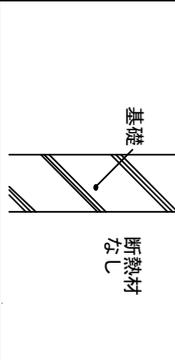
ロビー	770	766	702	714	727	790	773	958	0	547	6	6	6	5	5	5	5	4	3	0
廊下	770	766	702	714	727	790	773	958	0	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
便所	770	766	702	714	727	790	773	958	413	367	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
喫煙室	770	766	702	714	727	790	773	958	826	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更衣室																				
又は倉庫	925	928	873	894	935	1016	1018	1283	138	202	995	975	914	890	845	768	702	569		0
厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	3514	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯沸室	0	0	0	0	0	0	0	0	88	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品庫	0	0	0	0	0	0	0	0	176	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷室	0	0	0	0	0	0	0	0	176	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋内駐	0	0	0	0	0	0	0	0	1366	123	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車場																				
廃棄物																				
保管場	0	0	0	0	0	0	0	0	527	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所等																				
ホ																				
テ																				
ラ																				
ル																				
の																				
客	1752	1568	1156	1124	1137	1144	1092	1171	0	308	936	917	859	837	795	723	661	535		131
室																				
内	1752	1568	1156	1124	1137	1144	1092	1171	0	308	936	917	859	837	795	723	661	535		131
室																				
等																				
の																				
客	4328	4235	4626	4723	5295	5458	5587	6757	0	1710	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
室																				
利																				
用																				
さ	3178	3126	3476	3620	4014	4195	4442	5506	0	926	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
レ																				
ロ																				
ン																				
ト																				
終																				
日	2471	2421	2517	2619	2879	3059	3285	4136	0	1394	62	60	57	55	52	48	43	35		641
利																				
用																				
さ																				
事																				
務																				
室																				

日中の利用される	1596	1567	1711	1792	1960	2114	2298	2902	0	871	62	60	57	55	52	48	43	35	534
事務室																			
終日利用されるロビー	4328	4235	4626	4723	5295	5458	5587	6757	0	1026	31	30	28	28	26	24	22	18	0
日中の利用されるロビー	3178	3126	3476	3620	4014	4195	4442	5506	0	556	62	60	57	55	52	48	43	35	0
宴会場	4685	4793	5864	6134	6828	7133	7651	9590	0	1282	216	211	198	193	183	166	152	123	470
会議室	4347	4319	4846	5082	5691	6020	6461	8085	0	1282	216	211	198	193	183	166	152	123	0
結婚式場	4017	3966	4439	4587	5124	5344	5584	6859	0	1282	92	91	85	83	78	71	65	53	0
レストラン	4557	4416	4281	4375	4770	4926	5120	6426	0	556	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	463
ラウンジ	3286	3232	3217	3269	3537	3699	3842	4729	0	598	62	60	57	55	52	48	43	35	0
バー	1507	1471	1394	1419	1509	1580	1603	1956	0	128	62	60	57	55	52	48	43	35	0
店舗	2420	2354	2352	2413	2643	2770	2907	3704	0	638	31	30	28	28	26	24	22	18	994
社員食堂	3906	3823	3852	3970	4303	4435	4646	5811	0	997	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	0
終日利用される廊下	2367	2311	2286	2346	2522	2580	2671	3310	0	513	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中の利用される廊下	1657	1602	1476	1512	1589	1638	1694	2123	0	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0
終日利用される共用便所	4328	4235	4626	4723	5295	5458	5587	6757	1154	1026	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日中の利用	3178	3126	3476	3620	4014	4195	4442	5506	625	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0

屋根	0.17	たるきの間には R が 7.5 以上の断熱材 (厚さ 265 ミリメートル以上) を充填し、かつ、R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	たるきの間には R が 5.2 以上の断熱材 (厚さ 185 ミリメートル以上) を充填し、かつ、R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
天井	0.17	内装下地材の上面に R が 5.7 以上の断熱材を敷き込み、かつ、R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	内装下地材の上面に R が 4.0 以上の断熱材を敷き込み、かつ、R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
外壁	0.35	軸組の外側に R が 1.3 以上の断熱材 (厚さ 25 ミリメートル以上) を張り付け、かつ、軸組の間に R が 2.2 以上の断熱材 (厚さ 100 ミリメートル以上) を充填した断熱構造とする場合	
	0.53	軸組の間に R が 2.2 以上の断熱材 (厚さ 85 ミリメートル以上) を充填した断熱構造とする場合	

	<p>0.92</p> <p>土壁(厚さ 50 ミリメートル以上)の外側で軸組の間に R が 0.9 以上の断熱材(厚さ 20 ミリメートル以上)を充填した断熱構造とする場合</p>	
<p>0.24</p>	<p>床裏が外気に接する場合であって、根太の間及び大引又は床梁の間に合計して R が 5.2 以上の断熱材を充填し、かつ、R が 0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</p>	
<p>0.34</p>	<p>次のイ又はロのいずれかに該当する場合</p> <p>イ 床裏が外気に接する場合であって、根太の間に R が 3.9 以上の断熱材(厚さ 135 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</p> <p>ロ 床裏が外気に接しない場合であって、根太の間に R が 3.7 以上の断熱材(厚さ 130 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</p>	
<p>床</p>	<p>次のイ又はロのいずれかに該当する場合</p> <p>イ 床裏が外気に接する場合であって、大引又は床梁の間に R が 3.4 以上の断熱材(厚さ 120 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.15 以上の床下地材を用いた断熱</p>	

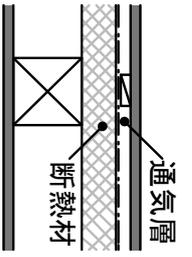
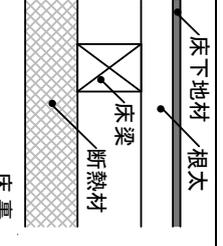
	<p>構造とする場合</p> <p>ロ 床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間に R が 3.3 以上の断熱材(厚さ 120 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.15 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</p>	
	<p>次のイ又はロのいずれかに該当する場合</p> <p>イ 床裏が外気に接する場合であって、大引又は床梁の間に R が 4.0 以上の断熱材(厚さ 90 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.15 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</p> <p>ロ 床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間に R が 3.7 以上の断熱材(厚さ 85 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.15 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</p>	
0.48	<p>床裏が外気に接しない場合であって、根太の間に R が 2.4 以上の断熱材(厚さ 85 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</p> <p>床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間に R が 2.2 以上の断熱材(厚さ 75 ミリメートル以上)を充填し、かつ、R が 0.15 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合</p> <p>床裏が外気に接しない場合であって、大引又は床梁の間</p>	

		に R が 2.4 以上の断熱材 (厚さ 55 ミリメートル以上) を充填し、かつ、R が 0.15 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
基礎	0.27	鉄筋コンクリート造の基礎の外側又は内側に R が 3.5 以上の断熱材を張り付けた断熱構造の場合	
		鉄筋コンクリート造の基礎の両側に、合計して R が 3.5 以上の断熱材を張り付けた断熱構造の場合	
	0.52	鉄筋コンクリート造の基礎の外側又は内側に R が 1.7 以上の断熱材を張り付けた断熱構造の場合	
	1.38	鉄筋コンクリート造の基礎の外側又は内側に R が 0.5 以上の断熱材を張り付けた断熱構造の場合	
	4.45	無断熱の鉄筋コンクリート構造の場合	

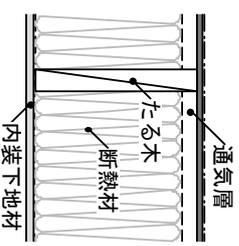
- 備考
- 1 各部位の日射熱取得率は、それぞれの熱貫流率の数値に0.034を乗じ、かつ、熱橋の影響を考慮することにより求められる。別表第4から別表第8までにおいて同じ。
 - 2 表中のRは熱抵抗値を示し、「単位は1 ヲットにつき平方メートル・度」とする。別表第4から別表第8までにおいて同じ。
 - 3 単位住戸において複数の単位住戸の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあつては、それぞれの部位の構造又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の数値を用いることができるものとする。以下同じ。
 - 4 土間床等の外周部の線熱貫流率は1.8(単位 1 ヲットにつきメートル・度)とする。

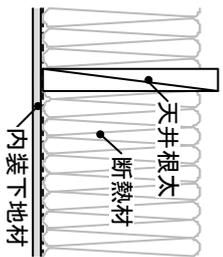
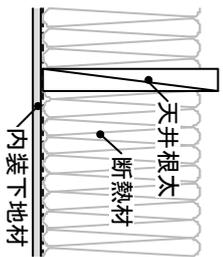
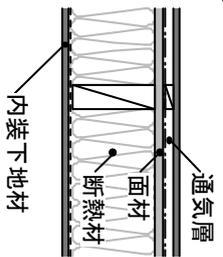
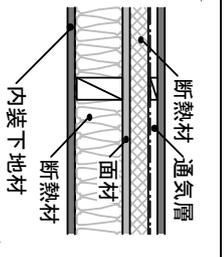
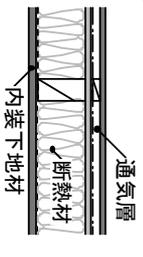
別表第4

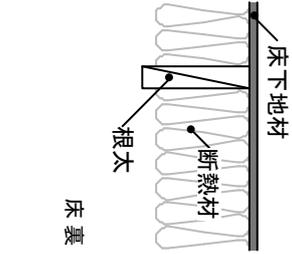
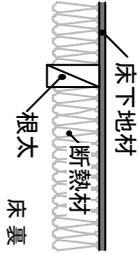
木造の単位住戸 外張断熱工法の仕様例			
部位	熱貫流率 [$W/(m^2 \cdot K)$]	仕様の詳細	断面構成図
屋根	0.17	Rが0.075以上の屋根下地材等の上に、Rが6.3以上の断熱材を外張りした場合	
	0.24	Rが0.075以上の屋根下地材等の上に、Rが4.4以上の断熱材を外張りした断熱構造とする場合	
外壁	0.35	軸組の外側にRが3.0以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	

基礎	0.53	軸組の外側に R が 1.9 以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
床	0.24	床裏が外気に接する場合であって、床梁の下側に R が 4.5 以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合	
木造の単位住戸 充填断熱工法の仕様例と同様			

別表第 5

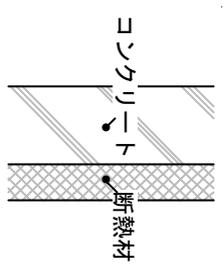
<p style="text-align: center;">仕様の詳細</p> <p style="text-align: center;">仕様の詳細</p>			
<p>枠組壁工法の単位住戸 充填断熱工法の仕様例</p>			
屋根	0.17	たるき間に R が 7.5 以上の断熱材 (厚さ 265 ミリメートル以上) を充填し、かつ、R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	

		熱構造とする場合	
天井	0.17	天井根太の間に R が 7.5 以上の断熱材 (厚さ 265 ミリメートル以上) を敷き込み、かつ、R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.24	天井根太の間に R が 5.2 以上の断熱材 (厚さ 185 ミリメートル以上) を敷き込み、かつ、R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
外壁	0.35	壁枠組材の間に R が 3.7 以上の断熱材を充填し、かつ、R が 0.046 以上の面材及び R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
		壁枠組材の外側に R が 0.9 以上の断熱材を張り付け、壁枠組材の間に R が 2.7 以上の断熱材を充填し、かつ、R が 0.046 以上の面材及び R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.53	壁枠組材の間に R が 2.3 以上の断熱材を充填し、かつ、R が 0.047 以上の面材及び R が 0.043 以上の内装下地材を用いた断熱構造とする場合	
床	0.24	床裏が外気に接する場合であって、根太の間に R が 5.1 以上の断熱材 (厚さ 180 ミリメートル以上) を充填し、かつ、R が 0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	

基礎	0.34	次のイ又はロのいずれかに該当する場合 イ 床裏が外気に接する場合であって、根太の間に R が 3.5 以上の断熱材 (厚さ 125 ミリメートル以上) を充填し、かつ、R が 0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合 ロ 床裏が外気に接しない場合であって、根太の間に R が 3.3 以上の断熱材 (厚さ 120 ミリメートル以上) を充填し、かつ、R が 0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
	0.48	床裏が外気に接しない場合であって、根太の間に R が 2.2 以上の断熱材 (厚さ 80 ミリメートル以上) を充填し、かつ、R が 0.075 以上の床下地材を用いた断熱構造とする場合	
木造の単位住戸 充填断熱工法の仕様例と同様			

別表第 6

鉄筋コンクリート造等の単位住戸 内断熱工法の仕様例			断面構成図
部位	熱貫流率 [W/(m ² ・K)]	仕様の詳細	
屋根	0.27	屋根コンクリートスラブの下側(室内側)に、R が 3.6 以上の断熱材を打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.35	屋根コンクリートスラブの下側(室内側)に、R が 2.7 以上の断熱材を打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.37	屋根コンクリートスラブの下側(室内側)に、R が 2.5 以上の断熱材を打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
外	0.39	コンクリートの内側(室内側)に、R が 2.4 以上の断熱材を貼付	

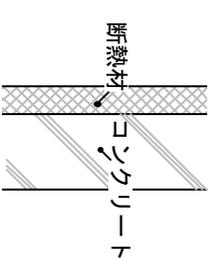
壁			
	0.49	け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合 コンクリートの内側(室内側)に、Rが1.9以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.75	コンクリートの内側(室内側)に、Rが1.1以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.27	床裏が外気に接する場合であって、コンクリートスラブの下側(外気側)に、Rが3.5以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.32	床裏が外気に接する場合であって、コンクリートスラブの下側(外気側)に、Rが2.9以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.37	床裏が外気に接する場合であって、コンクリートスラブの下側(外気側)に、Rが2.5以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
床	0.38	床裏が外気に接しない場合であって、コンクリートスラブの下側(外気側)に、Rが2.3以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.46	床裏が外気に接しない場合であって、コンクリートスラブの下側(外気側)に、Rが1.8以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合	
	0.53	床裏が外気に接しない場合であって、コンクリートスラブの下側(外気側)に、Rが1.5以上の断熱材を打込み、貼付け、又は吹	

	付けた断熱構造とする場合	
基礎	木造の単位住戸 充填断熱工法の仕様例と同様	
備考	表中の熱貫流率は、構造熱橋部により貫流する熱量を除いた数値とする。以下同じ。	

別表第7

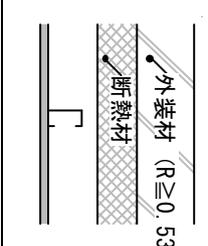
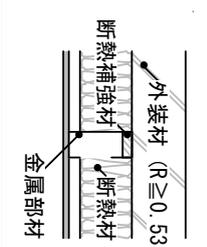
鉄筋コンクリート造等の単位住戸 外断熱工法の仕様例		
部位	熱貫流率 [$W/(m^2 \cdot K)$]	仕様の詳細
屋根	0.32	屋根コンクリートスラブの上側(外気側)に、Rが3.0以上の断熱材を貼付けた断熱構造とする場合
	0.41	屋根コンクリートスラブの上側(外気側)に、Rが2.3以上の断熱材を貼付けた断熱構造とする場合
	0.43	屋根コンクリートスラブの上側(外気側)に、Rが2.2以上の断熱材を貼付けた断熱構造とする場合
外壁	0.49	コンクリートの外側(外気側)に、Rが1.9以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合
	0.58	コンクリートの外側(外気側)に、Rが1.5以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合
	0.86	コンクリートの外側(外気側)に、Rが1.0以上の断熱材を貼付け、打込み、又は吹付けた断熱構造とする場合
床	鉄筋コンクリート造等の単位住戸 内断熱工法の仕様例と同様	
基	木造の単位住戸 充填断熱工法の仕様例と同様	

断面構成図



礎	
---	--

別表第 8

鉄骨造の単位住戸の仕様例	
部位	熱貫流率 [W/m ² ・K] 仕様の詳細
天井	木造の単位住戸 充填断熱工法の仕様例と同様(金属熱橋が存在しない場合に限る。)
外壁	<p>0.35</p> <p>R が 0.53 以上の外装材の内側に、R が 2.2 以上の断熱材を貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合(ただし、断熱材を貫通する金属熱橋が存在しない場合に限る。)</p> 
	<p>0.53</p> <p>R が 0.53 以上の外装材で、断熱層を貫通する金属部材間に R が 2.6 以上の断熱材を充填し、R が 0.33 以上の金属部材の断熱補強材を設けた断熱構造とする場合</p> <p>R が 0.53 以上の外装材の内側に、R が 1.3 以上の断熱材を貼付け、又は吹付けた断熱構造とする場合(ただし、断熱材を貫通する金属熱橋が存在しない場合に限る。)</p> 

	0.24	床裏が外気に接する場合であって、床梁の下側に R が 4.5 以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合		
床	0.34	床裏が外気に接する場合であって、床梁の下側に R が 3.2 以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合 床裏が外気に接しない場合であって、床梁の下側に R が 3.0 以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合		
	0.48	床裏が外気に接しない場合であって、床梁の下側に R が 2.0 以上の断熱材を張り付けた断熱構造とする場合		
基礎	木造の単位住戸 充填断熱工法の仕様例と同様			

別表第 9

暖房方式				
居室のみを暖房する方式				
地域 の区 分	単位住 戸全体 を連続 的に暖 房する 方式	主たる居室		主たる居室以外の居室
		連続運転	間歇運転 ^{けつ}	連続運転

1	1.61	1.59	1.21	1.59	1.22
2	1.46	1.66	1.22	1.66	1.24
3	1.32	1.63	1.22	1.63	1.23
4	1.30	1.60	1.21	1.60	1.23
5	1.20	1.53	1.05	1.53	1.04
6	1.09	1.57	0.96	1.57	1.00
7	1.12	1.63	1.01	1.63	1.34
8					

別表第10

地域の区分	都道府県名	市町村

1	北海道	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、土別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、伊達市（旧大滝村に限る。） ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、釧淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
---	-----	--

2	北海道	<p>札幌市、函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧檜法華村、旧南茅部町に限る。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、歌志内市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鶴川町に限る。）、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町</p> <p>青森県</p> <p>十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町</p>
---	-----	--

	岩手県	久慈市（旧山形村に限る。））、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
3	北海道	函館市（旧函館市に限る。））、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。））、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧大成町、旧北檜山町に限る。））、島牧村、寿都町
青森県	青森市（旧浪岡町に限る。））、弘前市、八戸市、平川市、黒石市、五所川原市、十和田市（旧十和田市に限る。））、三沢市、むつ市、つがる市、西目屋村、藤崎町、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、鯨ヶ沢町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、鶴田町、野辺地町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、七戸町（旧天間林村に限る。））、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村	
岩手県	盛岡市、宮古市（旧新里村、旧川井村に限る。））、奥州市、花巻市、北上市、久慈市（旧久慈市に限る。））、遠野市、二戸市、一関市（旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村に限る。））、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、洋野町、野田村、九戸村、一戸町	

宮城県	栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）
秋田県	秋田市（旧河辺町に限る。）、能代市（旧ニツ井町に限る。）、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、鹿角市、由利本荘市（旧東由利町に限る。）、仙北市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、三種町（旧琴丘町に限る。）、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村
山形県	米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島県	会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧山都町、旧高郷村に限る。）、田村市（旧滝根町、旧大越町、旧常葉町、旧船引町に限る。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村

<p>栃木県</p>	<p>日光市（旧日光市、旧足尾町、旧栗山村、旧藤原町に限る。） 、 那須塩原市（旧塩原町に限る。）</p>
<p>群馬県</p>	<p>沼田市（旧白沢村、旧利根村に限る。） 、 長野原町、 嬭恋村、 草津町、 中之条町（旧六合村に限る。） 、 片品村、 川場村、 みなかみ町（旧水上町に限る。）</p>
<p>新潟県</p>	<p>十日町市（旧中里村に限る。） 、 魚沼市（旧入広瀬村に限る。） 、 津南町</p>
<p>山梨県</p>	<p>富士吉田市、 北杜市（旧小淵沢町に限る。） 、 西桂町、 忍野村、 山中湖村、 富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）</p>
<p>長野県</p>	<p>長野市（旧豊野町、 旧戸隠村、 旧鬼無里村に限る。） 、 松本市（旧波田町、 旧奈川村、 旧安曇村、 旧梓川村に限る。） 、 上田市（旧真田町、 旧武石村に限る。） 、 須坂市、 小諸市、 伊那市（旧伊那市、 旧高遠町に限る。） 、 駒ヶ根市、 中野市（旧中野市に限る。） 、 大町市、 飯山市、 茅野市、 塩尻市、 佐久市、 千曲市（旧更埴市に限る。） 、 東御市、 小海町、 川上村、 南牧村、 南相木村、 北相木村、 佐久穂町、 軽井沢町、 御代田町、 立科町、 長和町、 富士見町、 原村、 辰野町、 箕輪町、 南箕輪村、 宮田村、 阿智村（</p>

		旧浪合村に限る。) 、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
	岐阜県	高山市、飛騨市 (旧古川町、旧河合村に限る。) 、白川村
4	青森県	青森市 (旧青森市に限る。) 、深浦町
	岩手県	宮古市 (旧宮古市、旧田老町に限る。) 、大船渡市、一関市 (旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。) 、陸前高田市、釜石市、平泉町
	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、栗原市 (旧築館町、旧若柳町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧金成町、旧志波姫町に限る。) 、登米市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市 (旧秋田市、旧雄和町に限る。) 、能代市 (旧能代市に限る。) 、男鹿市、由利本荘市 (旧本荘市、旧矢島町、旧岩城町、旧由利町、旧西目

		町、旧鳥海町、旧大内町に限る。) 、 潟上市、にかほ市、三種町 (旧山本町、旧八竜町に限る。) 、 八峰町、大潟村
山形県		山形市、鶴岡市 (旧鶴岡市、旧藤島町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧温海町に限る。) 、 酒田市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、庄内町、三川町、遊佐町
福島県		福島市、会津若松市 (旧会津若松市、旧北会津村に限る。) 、 郡山市、白河市 (旧白河市、旧表郷村、旧東村に限る。) 、 須賀川市 (旧須賀川市、旧岩瀬村に限る。) 、 相馬市、南相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、喜多方市 (旧塩川町に限る。) 、 田村市 (旧都路村に限る。) 、 桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町、浪江町、葛尾村、新地町
茨城県		土浦市 (旧新治村に限る。) 、 石岡市、常陸大宮市 (旧美和村に限る。) 、 笠間市 (旧岩間町に限る。) 、 筑西市 (旧下館市、旧明野町、旧協和町に限る。) 、 かすみがうら市 (旧千代田町に限る。) 、 桜川市、小美玉市

	(旧小川町、旧美野里町に限る。)、大子町
栃木県	日光市(旧今市市に限る。)、大田原市、矢板市、那須塩原市(旧黒磯市、旧西那須野町に限る。)、塩谷町、さくら市(旧喜連川町に限る。)、那珂川町、那須町
群馬県	高崎市(旧倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町(旧中之条町に限る。)、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧月夜野町、旧新治村に限る。)
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)
東京都	奥多摩町
新潟県	長岡市(旧長岡市、旧栃尾市、旧越路町、旧山古志村、旧川口町、旧小国町に限る。)、三条市(旧下田村に限る。)、小千谷市、加茂市、十日町市(旧十日町市、旧川西町、旧松代町、旧松之山町に限る。)、妙高市、五泉市、阿賀野市(旧安田町、旧水原町に限る。)、魚沼市(旧堀之内町

		、旧小出町、旧湯之谷村、旧広神村、旧守門村に限る。)、村上市(旧朝日村に限る。)、南魚沼市、柏崎市(旧高柳町に限る。)、上越市(旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村に限る。)、田上町、阿賀町、湯沢町、関川村
富山県		富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
石川県		白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
福井県		大野市(旧和泉村に限る。)
山梨県		甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、北杜市(旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村に限る。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町(旧勝山村、旧足和田村に限る。)、小菅村、丹波山村
長野県		長野市(旧長野市、旧信州新町、旧大岡村、旧中条村に限る。)、松本市(旧松本市、旧四賀村に限る。)、上田市(旧上田市、旧丸子町に限る。)

和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。））、高野町
鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。））、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。））、邑南町（旧羽須美村、旧瑞穂町に限る。））
岡山県	津山市（旧阿波村に限る。））、高梁市（旧備中町に限る。））、新見市、真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。））、新庄村、鏡野町（旧富村、旧奥津町、旧上齋原村に限る。））
広島県	府中市（旧上下町に限る。））、三次市（旧甲奴町、旧君田村、旧布野村、旧作木村、旧吉舎町、旧三良坂町に限る。））、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。））、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。））、安芸太田町（旧筒賀村、旧戸河内町に限る。））、北広島町（旧芸北町、旧大朝町、旧千代田町に限る。））、世羅町（旧甲山町、旧世羅町に限る。））、神石高原町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。））

	高知県	いの町（旧本川村に限る。）
5	福島県	いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町
	茨城県	水戸市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町に限る。）、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市（旧笠間市、旧友部町に限る。）、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市（旧玉里村に限る。）、常総市、常陸太田市、常陸大宮市（旧御前山村、旧大宮町、旧山方町、旧緒川村に限る。）、筑西市（旧関城町に限る。）、土浦市（旧土浦市に限る。）、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
	栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町
	群馬県	前橋市、みどり市（旧笠懸町、旧大間々町に限る。）、安中市（旧安中市に限る。）、伊勢崎市、館林市、桐生市（旧桐生市、旧新里村に限る。）

		、高崎市（旧高崎市、旧榛名町、旧箕郷町、旧群馬町、旧新町、旧吉井町に限る。））、澁川市（旧澁川市、旧北橋村、旧子持村、旧伊香保町に限る。））、太田市、藤岡市、富岡市、甘楽町、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
埼玉県		さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市（旧大里村、旧江南町、旧妻沼町に限る。））、幸手市、行田市（旧行田市に限る。））、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市（旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。））、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町（旧小鹿野町に限る。））、長瀨町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町
千葉県		野田市、香取市（旧佐原市に限る。））、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、栄町、神崎町

東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
神奈川県	秦野市、相模原市（旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町に限る。）、南足柄市、開成町、山北町、松田町、大井町、清川村
新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧三条市、旧柴町に限る。）、柏崎市（旧柏崎市、旧西山町に限る。）、新発田市、見附市、村上市（旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧山北町に限る。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
富山県	富山市（旧富山市、旧八尾町、旧婦中町、旧山田村に限る。）、高岡市、黒部市（旧黒部市に限る。）、射水市、砺波市、南砺市（旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町、旧福光町に限る。）、魚津市、氷見市、滑川

	市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
石川県	かほく市、加賀市、七尾市、能美市、白山市（旧鶴来町、旧河内村、旧鳥越村に限る。）、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町、志賀町、宝達志水町、中能登町、能登町
福井県	福井市（旧福井市、旧美山町に限る。）、あわら市、おおい町、越前市、坂井市、鯖江市、勝山市、小浜市、高浜町、大野市（旧大野市に限る。）、越前町（旧朝日町、旧宮崎村に限る。）、南越前町（旧南条町、旧今庄町に限る。）、池田町、永平寺町、若狭町
山梨県	甲府市（旧甲府市、旧中道町に限る。）、山梨市（旧山梨市、旧牧丘町に限る。）、甲州市、甲斐市、上野原市、中央市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。）、南アルプス市、北杜市（旧明野村に限る。）、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村、市川三郷町、身延町、南部町（旧南部町に限る。）
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村

<p>岐阜県</p>	<p>山県市、恵那市（旧恵那市、旧岩村町、旧山岡町、旧明智町に限る。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村に限る。）、関市、可児市、多治見市、大垣市（上石津町に限る。）、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、揖斐川町（旧谷汲村、旧春日村、旧久瀬村、旧藤橋村、旧坂内村に限る。）</p>
<p>静岡県</p>	<p>浜松市（旧水窪町に限る。）、御殿場市、小山町、川根本町</p>
<p>愛知県</p>	<p>豊田市（旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町に限る。）、設楽町、豊根村、東栄町</p>
<p>三重県</p>	<p>伊賀市、亀山市（旧関町に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、津市（旧美杉村に限る。）、名張市</p>
<p>滋賀県</p>	<p>大津市（旧志賀町に限る。）、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町</p>

京都府	京都市（旧京北町に限る。））、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町に限る。））、南丹市、福知山市、木津川市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、与謝野町
大阪府	堺市（旧美原町に限る。））、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市（旧夢前町、旧香寺町、旧安富町に限る。））、豊岡市（旧豊岡市、旧城崎町、旧日高町、旧出石町、旧但東町に限る。））、養父市（旧八鹿町、旧養父町、旧大屋町に限る。））、たつの市（旧龍野市、旧新宮町に限る。））、丹波市、朝来市、加東市、三木市（旧吉川町に限る。））、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市（旧奈良市、旧月ヶ瀬村に限る。））、宇陀市（旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町に限る。））、葛城市、五條市（旧五條市、旧西吉野村に限る。））

		る。) 、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町に限る。））、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。））、有田川町（旧清水町に限る。））、九度山町	
鳥取県	鳥取市（旧国府町、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧鹿野町に限る。））、倉吉市（旧倉吉市に限る。））、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町	
島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。））、出雲市（旧佐田町に限る。））、安来市、江津市（旧桜江町に限る。））、浜田市（旧金城町、旧旭町、旧弥栄村に限る。））、雲南市、益田市（旧美都町、旧匹見町に限る。））、美郷町（旧邑智町に限る。））、邑南町（旧石見町に限る。））、吉賀町、津和野町、川本町	

岡山県	岡山市（旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町に限る。）、備前市、美作市、井原市、高梁市（旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町に限る。）、真庭市（旧落合町、旧久世町に限る。）、赤磐市、津山市（旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。）、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町（旧鏡野町に限る。）、和気町
広島県	広島市（旧湯来町に限る。）、三原市（旧大和町、旧久井町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町に限る。）、安芸高田市（旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。）、東広島市（旧東広島市、旧福富町、旧豊栄町、旧河内町に限る。）、尾道市（旧御調町に限る。）、府中市（旧府中市に限る。）、福山市（旧神辺町、旧新市町に限る。）、安芸太田町（旧加計町に限る。）、北広島町（旧豊平町に限る。）、世羅町（旧世羅西町に限る。）
山口県	山口市（旧阿東町に限る。）、下関市（旧豊田町に限る。）、岩国市（旧岩国市、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町に限る。）、周南市（旧鹿野町に限る。）、萩市（旧川上村、旧むつみ村、

	旧旭村に限る。) 、美祢市
徳島県	三好市 (旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧西祖谷山村に限る。) 、美馬市 (旧木屋平村に限る。) 、東みよし町、那賀町 (旧木沢村、旧木頭村に限る。) 、つるぎ町 (旧半田町、旧一字村に限る。)
愛媛県	新居浜市 (旧別子山村に限る。) 、西予市 (旧城川町に限る。) 、大洲市 (旧河辺村に限る。) 、砥部町 (旧広田村に限る。) 、内子町、久万高原町、鬼北町
高知県	いの町 (旧吾北村に限る。) 、仁淀川町、津野町 (旧東津野村に限る。) 、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
福岡県	八女市 (旧矢部村に限る。)
長崎県	雲仙市 (旧小浜町に限る。)
熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
大分県	大分市 (旧野津原町に限る。) 、宇佐市 (旧院内町、旧安心院町に限る。) 、杵築市 (旧山香町に限る。) 、佐伯市 (旧宇目町に限る。) 、竹田市、日田市 (旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬

		町に限る。) 、豊後大野市 (旧緒方町、旧朝地町に限る。) 、由布市 (旧庄内町、旧湯布院町に限る。) 、日出町、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
6	茨城県	鹿嶋市、神栖市 (旧神栖町に限る。) 、潮来市
	群馬県	千代田町
	埼玉県	越谷市、吉川市、熊谷市 (旧熊谷市に限る。) 、戸田市、行田市 (旧南河原村に限る。) 三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
	千葉県	千葉市、いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市 (旧小見川町、旧山田町、旧栗源町に限る。) 、山武市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、横芝光町

東京都	東京都 23 区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
神奈川県	横浜市、川崎市、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、座間市、三浦市、小田原市、逗子市、相模原市（旧相模原市に限る。）、藤沢市、平塚市、寒川町、愛川町、葉山町、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町
石川県	金沢市、白山市（旧松任市、旧美川町に限る。）、野々市市
福井県	福井市（旧越廼村、旧清水町に限る。）、敦賀市、美浜町、越前町（旧越前町、旧織田町に限る。）、南越前町（旧河野村に限る。）
山梨県	南部町（旧富沢町に限る。）
岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市（旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。）、海津市、大垣市（旧大垣市、旧墨俣町に限る。）、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町、揖斐川町（旧揖斐川町に限る。）
静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市

		、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市（旧浜松市、旧天竜市、旧浜北市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧引佐町、旧三ヶ日町に限る。））、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町、西伊豆町（旧賀茂村に限る。））
愛知県		名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、みよし市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
三重県		津市（旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。））、いなべ市、伊勢市、亀山市（旧亀山市に限る。））、熊野市（旧紀和町に限る。））、桑名市、四日市市、

		志摩市、松阪市（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町に限る。））、鈴鹿市、鳥羽市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
	滋賀県	大津市（旧大津市に限る。））
	京都府	京都市（旧京都市に限る。））、京丹後市（旧峰山町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町に限る。））、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市（旧堺市に限る。））、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
	兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市（旧姫路市、旧家島町に限る。））、たつの市（旧揖保川町、旧御津町に限る。））、三木市（旧三木市に限る。））、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市（旧竹野町に限る。））、香美町（旧香住町に限る。））、稲美町、播磨町、太子町

和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市（旧熊野川町に限る。）、田辺市（旧田辺市、旧中辺路町、旧大塔村に限る。）、みなべ町、日高川町、有田川町（旧吉備町、旧金屋町に限る。）、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。）、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市（旧松江市、旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧宍道町、旧八束町に限る。）、出雲市（旧出雲市、旧平田市、旧斐川町、旧多伎町、旧湖陵町、旧大社町に限る。）、浜田市（旧浜田市、旧三隅町に限る。）、大田市、益田市（旧益田市に限る。）、江津市（旧江津市に限る。）、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
岡山県	岡山市（旧岡山市、旧灘崎町に限る。）、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
広島県	広島市（旧広島市に限る。）、呉市、江田島市、三原市（旧三原市、旧本郷町に限る。）、大竹市、竹原市、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。）

		る。) 、廿日市市 (旧廿日市市、旧大野町、旧宮島町に限る。) 、尾道市 (旧尾道市、旧因島市、旧瀬戸田町、旧向島町に限る。) 、福山市 (旧福山市、旧内海町、旧沼隈町に限る。) 、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県		山口市 (旧山口市、旧徳地町、旧秋穂町、旧小郡町、旧阿知須町に限る。) 、宇部市、下関市 (旧菊川町、旧豊浦町、旧豊北町に限る。) 、岩国市 (旧由宇町に限る。) 、光市、山陽小野田市、周南市 (旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町に限る。) 、周防大島町、長門市、萩市 (旧萩市、旧田万川町、旧須佐町、旧福栄村に限る。) 、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県		徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市 (旧脇町、旧美馬町、旧穴吹町に限る。) 、那賀町 (旧鷺敷町、旧相生町、旧上那賀町に限る。) 、つるぎ町 (旧貞光町に限る。) 、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県		全ての市町

愛媛県	<p>松山市、新居浜市（旧新居浜市に限る。））、今治市、西条市、西予市（旧三瓶町、旧明浜町、旧宇和町、旧野村町に限る。））、大洲市（旧大洲市、旧長浜町、旧肱川町に限る。））、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市（旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町に限る。））、砥部町（旧砥部町に限る。））、上島町、伊方町（旧伊方町に限る。））、松前町、松野町</p>
高知県	<p>高知市（旧鏡村、旧土佐山村に限る。））、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町（旧葉山村に限る。））、黒潮町（旧佐賀町に限る。））、佐川町、日高村</p>
福岡県	<p>福岡市（東区、西区、早良区に限る。））、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市（旧八女市、旧黒木町、旧上陽町、旧立花町、旧星野村に限る。））、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、築上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、</p>

	岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
佐賀県	全ての市町
長崎県	老岐市、雲仙市（旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧南串山町に限る。）、松浦市、対馬市、島原市（旧有明町に限る。）、南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市（旧五和町、旧有明町に限る。）、上天草市（旧松島町に限る。）、宇城市（旧不知火町、旧松橋町、旧小川町、旧豊野町に限る。）、菊池市、玉名市、八代市（旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。）、人吉市、荒尾市、宇土市、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町

7	大分県	大分市（旧大分市、旧佐賀関町に限る。））、宇佐市（旧宇佐市に限る。））、臼杵市、杵築市（旧杵築市、旧大田村に限る。））、国東市、佐伯市（旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。））、中津市、日田市（旧日田市に限る。））、豊後高田市、豊後大野市（旧三重町、旧清川村、旧大野町、旧千歳村、旧犬飼町に限る。））、由布市（旧挾間町に限る。））、別府市、津久見市、姫島村
	宮崎県	都城市（旧都城市、旧山田町、旧高崎町に限る。））、延岡市（旧北方町に限る。））、小林市（旧小林市、旧須木村に限る。））、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町
	鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。））、さつま町、湧水町
	茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。））
	千葉県	銚子市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県	下関市（旧下関市に限る。）
徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧瀬戸町、旧三崎町に限る。）、愛南町
高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海

	市、南島原市（旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町に限る。））、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。））、水俣市、上天草市（旧大矢野町、旧姫戸町、旧龍ヶ岳町に限る。））、宇城市（旧三角町に限る。））、天草市（旧本渡市、旧牛深市、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧天草町、旧河浦町に限る。））、芦北町、津奈木町
大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。））
宮崎県	宮崎市、延岡市（旧延岡市、旧北川町、旧北浦町に限る。））、日南市、日向市、串間市、西都市、都城市（旧山之口町、旧高城町に限る。））、小林市（旧野尻町に限る。））、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、三股町
鹿児島県	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市（旧国分市、旧溝辺町、旧隼人町、旧福山町に限る。））、西之表市、垂水市、南九州市、日置市、始良

		市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、奄美市、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、長島町
8	沖縄県	全ての市町村
<p>備考 この表に掲げる区域は、平成 27 年 4 月 1 日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成 13 年 8 月 1 日における旧行政区画によって表示されたものとする。</p>		